

## 子ども・文教委員会委員長報告

子ども・文教委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、甲第2号議案令和3年度岡山市一般会計予算について、ほか12件の議案についてであります。

これらの議案の審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第2号議案令和3年度岡山市一般会計予算について、甲第52号議案岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、甲第53号議案岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、甲第55号議案岡山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について、甲第91号議案令和2年度岡山市一般会計補正予算（第7号）について、以上5件の議案については、一部の委員から反対があり、賛成多数で、その他の議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の経過において特に議論となりました点について順次ご報告いたします。

まず、甲第2号議案令和3年度岡山市一般会計予算歳出第3款民生費中、市立放課後児童クラブへの移行状況についてであります。

委員から、移行しないクラブの保護者からは、今後について心配

の声も出てくると思うので、丁寧な説明をしてほしい、との質問があり、当局から、今回の運営見直しは、クラブの運営を将来にわたって安定的な形に転換していくために、運営を平準化した上で市立化という形に一元化することとしている。地域の運営委員会から要請があれば、運営委員会へ行って説明することも考えており、運営委員会でしっかり議論してほしい。その結果、移行しないという結論が出れば致し方ないと思うが、今後も単独運営を続けられる場合は、一定の水準で適正かつ安定的に運営していただかなくてはならない。運営責任として、利用者が困ることのないようにしていただくことになると考えており、その上で市は補助金による一定の支援を続けていくことにしている。なお、移行期間以降の移行も拒むものではないが、移行に当たっての特例措置はないため、平準化基準に合わせてもらうことが条件になる、との答弁がありました。

次に、歳出第3款民生費中、公立認定こども園の施設整備についてであります。

委員から、こども園の園舎整備について、岡山連携中枢都市圏を構成する真庭市と連携し、CLTを使うことも比較検討をした方が良いのではないか、との質問があり、当局から、錦認定こども園を整備した際にCLTを活用した実績はあるが、複数階の構造になる場合は耐火建築とするため活用できない、また基本的に材料費等が割高になると聞いている、との答弁がありました。

これを受け委員から、CLTのパネルだけで造るわけではないので、構造的にはできるはずだ。割高なのは分かるが、CLTを使わないとコストは下がらない。岡山市が中心となって活用を進めていき、コス

トを下げるための一助として考えていくべきではないかとの意見があり、

合わせて別の委員から、岡山っ子育成局だけで何が何でもCLTにしてほしいとは言えないかもしれないが、木材利用の点においてCO<sub>2</sub>削減にも関わってくるので、内部での検討や協議をしていただきたい、との意見がありました。

次に、歳出第10款教育費中、新岡山学校給食センター（仮称）整備事業についてであります。

委員から、令和元年12月のPFI導入可能性調査時と比較して、敷地面積が7,000㎡から8,600㎡に変わった理由は何か、また最大配食数は7,000食程度になるのか、との質問があり、当局から、敷地面積について、7,000食程度であれば7,000㎡は最低限必要だと見積もっていたが、現地に入って土地の形状に沿った形で考えると、8,600㎡となった。食数については、学校給食のあり方について給食運営検討委員会で議論している中で、小学校は自校方式、中学校はセンター及び親子化という大枠の方針が出ており、また、小学校を自校方式とした場合、仮の調理場を校内に設置し、給食を継続しながら建て替えを行うと、費用が3億円近くかかるとの試算もある。この事態に対応するため、給食センターの食数を7,500食にすることで、近隣の自校方式の小学校の建て替え支援を考えている、との答弁がありました。

これを受け別の委員から、食数についてよく理解できた。これから事業手法の問題を検討されると思うが、約20年程度のオペレーションの中では、小学校の給食室の建て替えによる食数の追加など不

確定な要素もたくさん出てくるため、それらを練り込んだ契約にしておく必要があるのではないか。建設、オペレーション、配送についてや、地元業者の参入の問題も出てくることも想定されるため、早めに検討しながら確認していかないと、全体のスケジュールが大幅に遅れることにもなりかねない、との意見がありました。

次に、歳出第10款教育費中、公民館における災害時対応についてであります。

委員から、公民館を避難所として開設した場合、公民館の会計年度任用職員は災害対応をしないとのことだが、指定職員が来るまでの間の会計年度任用職員の対応について整理しておくべき、との指摘があり、当局から、公民館の開館時間に避難所が開設された場合、実務上指定職員が到着するまでの間の避難所開設準備、または受け入れ業務にあたるように考えている、との答弁がありました。

これを受け別の委員から、最悪のケースを想定してきちんとしたルールを作り、職務命令を出して保障することや、交代をどうするかなど全庁的な整理の中で考えておく必要があるのではないか、との質問があり、当局から、危機管理室とも調整しており、何かあった時のためにしっかり研究し、整理していく必要がある、との答弁がありました。

以上、本委員会における審査の過程をご報告いたしました。当局におかれましては、委員会審査の過程で各委員から出されたさまざまな意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう要望し、子ども・文教委員会の報告を終わらせていただきます。